

公費に関するQ & A

NO	質 問	回 答	備 考
1	<p>予防で月額サービスの人が月の途中で生活保護受給者になりました（介護保険併用）。その場合の請求明細書の記載方法はどのようになりますか。</p>	<p>日割り計算にて提出してください。 明細欄の回数→月初から月末までの日数 明細欄の公費回数→生保に変更になってから月末までの日数 請求額集計欄の①保険請求額、②公費請求額、③利用者負担額の箇所に記載することになります。</p> <p>計算の方法 例) 保険単位数 500単位 公費単位数 200単位 単位数単価 10.42円 保険給付率 90 公費給付率 100</p> <p>①500単位×10.42=5,210円（総費用額） 5,210円（総費用額）×90%=4,689円（保険請求額） ②200単位×10.42×10%=208円（公費請求額） ③5,210円（総費用額）-4,689円（保険請求額） -208円（公費請求額）=313円（利用者負担額）</p>	
2	<p>審査決定済ですが、遡って月の途中から生活保護適用（介護保険併用）になった方の給付管理票とサービス事業所の請求明細書の対応はどうしたらいいでしょうか。</p>	<p>サービス事業所の請求明細書は、保険者へ過誤の申立をしてください。過誤終了後、生保併用の明細書で再請求をお願いします。 また、月額サービスの利用者の場合は日割請求となりますので給付管理票の修正が必要になりますが、月額サービス以外の場合は給付管理票の修正は必要ありません。 なお、サービス計画費については訂正の必要はありません。</p>	
3	<p>生保単独の利用者が月の途中で介護保険と生保併用になった場合の請求方法を教えてください。</p>	<p>被保険者番号が別々になりますので、給付管理票・請求明細書・サービス計画費はそれぞれの被保険者番号で1枚ずつ合計2枚必要です。</p>	
4	<p>生保単独の利用者が月の途中で介護保険併用になった場合で、月額報酬のサービスを利用している場合の給付管理票・請求明細書の請求方法を教えてください。</p>	<p>給付管理票・請求明細書については、日割で算出した単位数でそれぞれ被保険者番号ごとに作成してください。サービス計画費については、それぞれ月額請求してください。</p>	
5	<p>福岡県の原爆被爆者助成事業の対象者を教えてください。</p>	<p>連合会に請求できる助成事業の対象者は、下記のすべての条件に当てはまるサービス利用者です。 ①福岡県知事が発行した被爆者健康手帳を有すること ②福岡県内の保険者が発行した介護保険受給者証を有すること ③福岡県内のサービス事業所・施設を利用していること ④訪問介護の利用については、低所得者である被爆者で、これを証明する福岡県知事発行の「被爆者訪問介護利用助成受給者証」を所持していること</p> <p>※制度については福岡県庁健康増進課へお問い合わせください。</p>	
6	<p>原爆被爆者の方の公費請求の区分を教えてください。</p>	<p>医療系サービスについては、原爆19406016の公費負担者番号で請求してください。 (13) (63) 訪問看護 (14) (64) 訪問リハビリテーション (16) (66) 通所リハビリテーション (22) (25) (23) (26) 短期入所療養介護 (31) (34) 居宅療養管理指導 (52) 介護保健施設サービス (53) 介護療養施設サービス</p> <p>福祉系サービスで福岡県で認められているサービスについては、法別番号19を81に読み替えて、81406016の公費負担者番号で請求してください。 (11) (61) 訪問介護（低所得者に限る） (15) (65) 通所介護 (21) (24) 短期入所生活介護 (51) 介護福祉施設サービス (54) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (72) (74) 認知症対応型通所介護 (73) (75) 小規模多機能居宅介護 (76) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (77) 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>※特定入所者介護サービス費の公費による給付は行われません。利用者が第1～3段階の方であれば、段階に応じた補足給付となります。</p>	